

病床機能報告制度について

1.概要

- 医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。
- 医療法第30条の13に基づいて平成26年度から実施している制度。

2.対象となる医療機関

- 各年7月1日現在で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）。
- なお、許可病床として一般病床あるいは療養病床を有しているものの、休床中である医療機関、健診や治験、母体保護法にもとづく利用のみで診療報酬請求をおこなっていない医療機関も対象。

3.報告対象となる病棟の範囲

◎病院の場合

- 許可病床として一般病床・療養病床を有する病棟のみが対象。
- 病院の各病棟単位で報告。

◎有床診療所の場合

- 有床診療所は1病棟と考え、施設単位で報告。

4.報告内容

- 各病棟の病床が担う医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）
- 構造設備、人員配置等
- 具体的な医療の内容（リハビリ、手術、全身麻酔等に係る件数など）

医療機関が報告し、都道府県が2025年の必要量を定めることとなる医療機能は、次の4つの区分です。

区分	機能
高度急性期	<p>急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能</p> <p>※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命救急入院料 ・ハイケアユニット入院医療管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料 ・特定集中治療室管理料 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・新生児治療回復室入院管理料
急性期	<p>急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料
回復期	<p>急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア病棟入院料 ・回復期リハビリテーション病棟入院料
慢性期	<p>長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 長期にわたり療養が必要な重度の障がい者(重度の意識障がい者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能</p> <p>※ 算定する特定入院料の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患入院医療管理料 ・療養病棟入院基本料 ・特殊疾患病棟入院料 (・地域包括ケア病棟入院料)